

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	個人市県民税納税義務者数	人	計画	-	57,048	57,000	57,000	57,000	57,000	
				実績	56,958	57,048	57,223	57,249	57,431	-	
	②	法人市民税納税義務者数	件	計画	-	3,058	3,000	3,000	3,000	3,000	
				実績	2,990	3,058	2,930	2,972	3,010	-	
	③			計画	-						
				実績						-	
〈記述欄〉※数値化できない場合											
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	市民税調定額	賦課決定した市民税額（個人・法人）	千円	計画	-	5,303,000	5,303,000	5,584,000	5,584,000	5,702,000
					実績	5,489,884	5,632,088	5,650,594	5,657,296	5,667,040	-
	②	軽自動車税・たばこ税・入湯税調定額	賦課決定した軽自動車税・たばこ税・入湯税額	千円	計画	-	1,167,000	1,167,000	1,225,300	1,225,300	1,285,000
					実績	1,148,958	1,241,430	1,229,040	121,246	1,288,798	-
	③	不服の申立件数	市税（個人住民税・法人市民税・軽自動車税・入湯税・たばこ税）について、納税者から不服の申立をなくすことが、課税の適正化に繋がる。	件	計画	-	0	0	0	0	0
					実績	0	0	0	0	1	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	法律(地方税法・市税条例)で実施が市に義務付けられている事務事業
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	有効である ● 概ね有効である 有効でない	実績が計画を上回っているが基幹システムを更に活用する必要がある
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	法律(地方税法・市税条例)で実施が市に義務付けられている事務事業であるが、一部の業務(通知書発送業務やデータ入力作業)は民間委託を実施している。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともしらそうとする効果など) 法律(地方税法・市税条例)で実施が市に義務付けられている事務事業であるため民間委託等ではできないが、国税連携やeltaxの導入により給与支払報告書・法人市民税申告書などの電子化が進んでおり、今後さらに電子化を進めることで省力化・効率化が図られる。		

外部評価の実施		無	実施年度	
改善進捗状況等	H28進捗状況	3. 現状推進		
	H28取組内容	軽自動車協会から送付される軽自動車の登録・廃車申請書のデータ提供による運用方法の見直し。 個人市民税や法人市民税など基幹システムの修正による運用方法の見直し。		

決算審査に伴う常任委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)
---------------------	--------------------